

高知県公報

発行

高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号

発行日

毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	
規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
◎半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の部分休業に関する規程の一部改正	(行政管理課) 2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	3

規 則	

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第59号
高知県税規則の一部を改正する規則
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。
別記第50号様式を次のように改める。

第50号様式（第34条関係）

高知県知事 様

年 月 日

法人県民税課税免除承認申請書

高知県税条例第33条ただし書の規定により、法人県民税の課税免除の承認を受けた
いので、関係書類を添え、次のとおり申請します。

所在地	
法人名	
法人番号	
代表者（管理人）	
県内の事務所又は事業所の所在地	
設立年月日	年 月 日
均等割額の算定期間	年 月 日から 年 月 日まで
課税免除の承認を受けようとする事由	
当法人は次の法人に該当し、かつ均等割額の算定期間中、収益事業を行っていません。 ☐ 法人税法第2条第5号に規定する公共法人で、基本財産の全額を地方公共団体が出資しているもの ☐ 公益社団法人又は公益財団法人 ☐ 一般社団法人（非営利型）又は一般財団法人（非営利型）で、高知県税規則第33条の3第〔 〕号に規定する要件に該当するもの（〔 〕内には、高知県税規則第33条の3第1号から第5号までのうち、該当するものを記入してください。） ☐ 上記又は高知県税条例第33条第3号に掲げるものに類する法人で、業務に要する費用の全額を地方公共団体が負担しているもの （該当するものの□内にチェックを入れてください。）	

- ※ 添付書類
- 1 定款及び収支計算書の写し
 - 2 収益事業に該当する受託事業を実施している場合、その事業について法人税基本通達の「実費弁償による事務処理の受託等」の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該業務は収益事業としないものとされています。この場合、「実費弁償による事務処理の受託等の確認について」の写しが必要になります。
 - 3 その他、課税免除を受けようとする事由を証明する書類を提出していただく場合があります。

附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 ~~~~~ 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年7月1日 高知県知事 濱田 省司 高知県規則第60号 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成元年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「第3条第7号」を「第3条第6号」に、「同条第8号」を「同条第7号」に改め、「、情報通信技術利用事業用設備」を削る。 別記第4号様式注中「所得金額」を「所得」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 ----- 告 示 議 会 告 示 教 育 委 員 会 告 示 警 察 本 部 告 示 ----- 高知県告示第463号 高知県議会告示第8号 高知県教育委員会告示第5号 高知県警察本部告示第2号 技能職員の部分休業に関する規程（平成4年3月） 196号 示第1号 員会告示第1号 部告示第1号 ）の一部を次のように改正する。 令和7年7月1日 高知県知事 濱田 省司	
---	--

高知県議会議長 三石 文隆 高知県教育長 今城 純子 高知県警察本部長 岩田 康弘 第2条中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。 附 則 この規程は、令和7年10月1日から施行する。 ----- 公営企業局管理規程 ----- 高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和7年7月1日 高知県公営企業局局长 澤田 昌宏 高知県公営企業局管理規程第7号 高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程 高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。 第22条の2第1項第2号中「平成4年高知県条例第1号」を「平成4年高知県条例第1号。以下「育児休業条例」という。」に改める。 第32条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。 第32条の3第4項を次のように改める。 4 第37条第2項の規定によりその例によることとされる育児休業条例第24条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。 第32条の4及び第32条の5を削る。 第37条第2項中「部分休業」を「部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）」に、「職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）」を「育児休業条例」に改め、同条の次に次の3条を加える。 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第37条の2 公営企業局長は、育児休業条例第26条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請	
--	--

求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 （3） 育児休業条例第26条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 公営企業局長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 （3） 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 公営企業局長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第37条の3 公営企業局長は、職員が公営企業局長に対し、第32条第1項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 公営企業局長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第37条の4 公営企業局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （3） 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る	
---	--

勤務環境の整備に関する措置

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第41号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

別記第11号様式（その1）備考4中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円＋5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改め、同様式（その2）備考4中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円＋28円35銭」を「293,440円＋30円73銭」に改める。

別記第12号様式（その2）の（別紙）備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円＋5円18銭」を「419,000円＋5円62銭」に改め、同様式（その3）の（別紙）備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「270,655円＋28円35銭」を「293,440円＋30円73銭」に改める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。